

# 図書館は公共施設削減の対象として適当か

「羽ノ浦図書館・那賀川図書館を守る会」 2026 年 6 月

## 【結論】 那賀川・羽ノ浦図書館は削減対象として適当ではない

法的根拠・計画上の位置付け・代替不可能性の 3 点から、人口減少を理由とした削減対象とすることは適当でない。

## 理由① 図書館法による設置根拠

図書館法は、市町村が図書館を設置するよう努力義務を定めています。一度設置した図書館を廃止する場合には、阿南市図書館条例の改正が必要であり、市議会の議決が不可欠です。市の行政判断のみで機能を廃止することは、手続き上問題があります。

| 根拠法       | 内容                            |
|-----------|-------------------------------|
| 図書館法第 1 条 | 図書館の設置・運営を通じた教育・文化の発展への貢献を定める |
| 図書館法第 3 条 | 図書の収集・整理・保存・貸出・司書配置等の機能を義務付け  |
| 阿南市図書館条例  | 図書館の設置目的を規定。廃止・変更には市議会の議決が必要  |

## 理由② 阿南市の立地適正化計画との矛盾

阿南市自身が策定した立地適正化計画において、那賀川・羽ノ浦図書館は「誘導施設」として「保全・充実を図る」と明記されています。

市が「人口減少対応のため削減対象とする」と主張することは、自らの計画と正面から矛盾します。

| 立地適正化計画の記載                          | 市の「削減」方針                                         |
|-------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 両図書館を「誘導施設」として位置付け<br>「保全・充実を図る」と明記 | 補助申請の「廃止対象（統合前施設）」に含める<br>「読書テラス」へ移行（蔵書・司書を大幅削減） |
| → 左右の内容は明らかに矛盾しており、整合性の説明が必要        |                                                  |

## 理由③ 交通弱者への影響（代替不可能性）

「中央図書館に集約する」という理由が仮に成立するとしても、那賀川・羽ノ浦地区の住民にとって中央図書館は現実的な代替にはなりません。

| 利用者層       | 中央図書館への移行可否 | 理由             |
|------------|-------------|----------------|
| 子ども（小学生以下） | 困難          | 保護者同伴が必要・距離が遠い |
| 高齢者        | 困難          | 免許返納・公共交通の限界   |
| 障害のある方     | 困難          | 移動負担が大きい       |

## 理由④ 現在も利用されている稼働中の施設

削減対象として適当な施設は、「需要が消失した施設」「利用率が著しく低い施設」です。

しかし、那賀川・羽ノ浦図書館は現在も稼働中で、市民が日常的に利用しています。2025年10～11月の市民意見募集では、184件の意見のうち圧倒的多数が「両館の図書館としての存続」を求めています。

「人口減少→施設削減→図書館も対象」という一般論と、「この図書館を削減してよい」という具体的根拠は別の問題です。

## まとめ：削減対象として適当でない理由の整理

| 判断基準          | 那賀川・羽ノ浦図書館   | 削減が適当な施設の例 |
|---------------|--------------|------------|
| 法的設置根拠        | あり（図書館法・条例）  | なし（任意設置）   |
| 立地適正化計画での位置付け | 誘導施設・保全対象    | 対象外        |
| 広域代替の可否       | 困難（交通弱者問題）   | 比較的容易      |
| 現在の稼働・利用状況    | 稼働中・市民が日常利用  | 低稼働・需要消失   |
| 市民意見          | 184件・存続希望が多数 | —          |

## 【参考】

### 阿南市の具体的な削減対象施設一覧（阿南市の公式資料より）

出典：阿南市建物系公共施設個別施設計画（令和3年2月策定・令和7年6月一部改訂）、阿南市立小・中学校再編実施計画（令和6年9月策定）、令和7年度「公共施設の再編・最適化」の主な検討状況

個別施設計画に掲載された全359施設のうち、廃止・除却・統合・集約・譲渡等の方針が明記された施設は111施設に上ります。主なものは以下のとおりです。

#### （1）学校（小・中学校再編実施計画：32校→令和15年度までに21校）

| 施設名           | 方向性           | 時期            |
|---------------|---------------|---------------|
| 椿町中学校         | 阿南第二中学校へ統合    | 令和 6 年度（実施済み） |
| 椿泊小学校         | 椿小学校へ統合       | 令和 7 年度       |
| 見能林小学校・津乃峰小学校 | 統合            | 令和 8 年度以降     |
| 南部学校給食センター    | 機能移転済みのため除却予定 | —             |

## （２）公民館・分館（整理統合・地元譲渡を検討：14 施設以上）

羽ノ浦公民館那東分館、羽ノ浦公民館古庄分館、羽ノ浦公民館春日野分館、羽ノ浦公民館古毛分館、那賀川公民館平島分館、見能林公民館津乃峰分館（閉鎖中・除却検討）、見能林公民館中林分館、橘公民館鵜分館（旧館は除却検討）、加茂分館、加茂谷公民館楠根分館、大野公民館上大野分館、大野公民館中大野分館、大野公民館下大野東部分館、富岡公民館学原分館、新野公民館、加茂谷総合センター

## （３）公会堂・会館（複合化・統合を検討：18 施設以上）

西馬場公会堂、東馬場公会堂、東馬場南公会堂、住吉公会堂、新富公会堂、郡公会堂、長岡東公会堂、動々原公会堂、片山公会堂、黒地公会堂、そうず谷公会堂、中島公会堂、大京原公会堂、大京原会館、大京原会館分館、中島会館、宮原総合センター、新野隣保館多目的集会所

## （４）幼稚園・保育所（認定こども園化による統合等）

富岡幼稚園・富岡保育所・寿保育所（統合検討）、横見幼稚園・横見保育所、大野幼稚園・大野保育所、大井幼稚園・見能方保育所、本庄保育所・長生保育所、中野島保育所、明星保育所、伊島保育所、羽ノ浦くるみ保育所、加茂谷幼稚園（利用予定なし・処分検討）、新野東幼稚園（利用予定なし・処分検討）、宝田子育て支援施設、平島地区子育て支援施設

## （５）保健・福祉施設（複合化・統合を検討）

伊島老人いこいの家、見能林老人いこいの家、富岡老人いこいの家、福井老人憩いの家、宝田老人いこいの家、椿泊老人いこいの家、那賀川社会福祉会館

## （６）行政系施設（除却を検討）

那賀川支所庁舎（老朽化が著しいため除却検討）、阿南市役所旧第 2 仮庁舎、第 1 駐車場倉庫、市役所上中倉庫、旧那賀川分団第一班詰所、旧桑野分団第四班詰所

## （７）その他（廃止・譲渡を検討）

教員住宅 5 施設（福井南小・椿泊小・大井小・那賀川・蒲生田小／利用者がいないため廃止検討）、農機具倉庫 21 施設（地元協議会・団体へ譲渡・払下げ検討）、中林漁民センター（譲渡等検討）、那賀川 B&G 海洋センター艇庫（除却・売却検討）、ふるさと館（類似施設との集約化検討）、かもだ岬温泉保養施設・道の駅公方の郷なかがわ（民間提案制度

の対象)

【重要】個別施設計画における両図書館の記載

| 項目    | 那賀川図書館     | 羽ノ浦図書館（情報文化センター内） |
|-------|------------|-------------------|
| 建築年   | 平成 6 年 3 月 | 平成 7 年 3 月        |
| 耐震基準  | 新耐震基準      | 新耐震基準             |
| 建物の方針 | 集約・複合化を検討  | 長寿命化（建物は存続）       |

個別施設計画、両館とも新耐震基準の比較的新しい建物であり、老朽化を理由とする廃止対象ではありません。特に羽ノ浦図書館が入る情報文化センターは「長寿命化」方針で建物自体が存続するため、図書館機能を廃止しても延床面積の削減効果はほとんどありません。これは「公共施設削減のために図書館廃止が必要」という説明と整合しません。

将来見込まれる人口減に合わせて削減対象とすべき施設一覧とその根拠

人口減少への対応として施設削減を行う場合、優先すべきは「需要が既に消失した施設」「機能が重複する施設」「民間・地元で代替可能な施設」です。市の公式資料から、以下の施設がこの基準に該当します。

優先度 A：需要が既に消失している施設（直ちに除却・処分が適当）

| 施設名           | 根拠                        |
|---------------|---------------------------|
| 見能林公民館津乃峰分館   | 機能移転済みで現在閉鎖中。市自身が除却・売却を検討 |
| 橋公民館鵠分館（旧）    | 機能移転済み施設。市自身が除却・売却を検討     |
| 南部学校給食センター    | 機能移転済み。市自身が除却を予定          |
| 教員住宅 5 施設     | 利用者がおらず老朽化。市自身が廃止を検討      |
| 加茂谷幼稚園・新野東幼稚園 | 利用予定がなく、市自身が処分を検討         |
| 旧消防分団詰所 2 施設  | 新施設完成済み・用途終了次第除却          |

優先度 B：機能が重複し統合余地が大きい施設

| 施設群                 | 根拠                                         |
|---------------------|--------------------------------------------|
| 公会堂・会館・集会所（18 施設以上） | 徒歩圏内に類似施設が複数立地。法的設置義務なし。地区人口減少で利用率低下が見込まれる |
| 公民館分館（14 施設以上）      | 本館と機能重複。市自身が「建て替えは行わず整理統合・地元譲渡」と明記         |
| 老人いこいの家（6 施設）       | 地区ごとに分散配置。公民館等との複合化で機能維持が可能                |

## 優先度 C：民間・地元への譲渡で市の保有から外せる施設

| 施設群          | 根拠                            |
|--------------|-------------------------------|
| 農機具倉庫 21 施設  | 実質的に地元団体専用。譲渡・払下げで市の負担をゼロにできる |
| かもだ岬温泉保養施設   | 観光施設は法的設置義務なし。民間運営・廃止の選択が可能   |
| 道の駅 公方の郷なかがわ | 商業機能が主体であり民間譲渡・指定管理拡大が可能      |
| 中林漁民センター     | 特定業種向け施設。市自身が譲渡等を検討           |

これらを合計すると、図書館に手を付けなくても相当規模の延床面積削減・維持費削減が実現できます。人口減少対応の施設削減は、まず需要が消失した施設・重複施設・譲渡可能施設から進めることが、行政経営上も市民サービス上も合理的です。

### 【守る会のスタンス】

公共施設の最適化は重要な課題と認識しています。その中で、那賀川・羽ノ浦図書館は図書館法上の根拠があり、立地適正化計画でも『保全・充実』と位置付けられた施設です。人口減少対応の観点からは、まず法的設置義務のない施設や代替可能な施設を対象とすることが、制度上も整合性があるのではないのでしょうか。市とともに、より良い解決策を探りたいと考えています。

「阿南中央図書館（仮称）開館後も羽ノ浦図書館・那賀川図書館を守る会」